

平成19年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 消防本部
 総務課、消防救急課・防災教育センター、予防保安課、情報指令課、
 中消防署・西分署・港分署、北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所、南消防署・西南救急分駐所
 3 監査実施期間 平成19年8月8日
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【総務課】

(1)支出事務について 請求書に提出日の記載が漏れているものが見受けられた。請求書の提出日は支払い日の基準となる要件であるため、請求日の記入のあるものを徴するよう注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
(2)財産管理について 南消防署車庫内に設置されたテロ対応資機材倉庫が公有財産台帳に登載されていなかったため、四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、速やかに台帳に登載し適正に管理すること。【是正改善事項】	【措置済】平成19年11月5日 南消防署車庫内に設置した資機材倉庫が公有財産台帳に登載されていませんでしたので、監査結果報告後、速やかに登載しました。

【消防救急課・防災教育センター】

(1)文書管理について 地質調査業務委託に係る工事完了報告書について、完了年月日の記載漏れが見受けられたので注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
--	---------------

平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 消防本部
 総務課、消防救急課・防災教育センター、予防保安課、情報指令課、
 中消防署・西分署・港分署、北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所、南消防署・西南救急分駐所
 3 監査実施期間 平成19年8月8日
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【総務課】

<p>共通(1)業務棚卸表の数値目標について 業務棚卸表について、数値化の見直しを進めているが数値目標が設定されていない項目が見受けられた。1年間の活動目標を数値化し、成果を的確に評価できるよう、引き続き、今後の見直しのなかで精査すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 2月 6日 継続的に見直しを行なっていますが、消防業務の特殊性から数値目標で表すことが非常に困難な部分があります。平成20年度業務棚卸表作成におきましては、できる限り目標を数値化し、成果の適正評価に努めました。</p>
<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 4月 1日 消防職員は、警防・救急・救助・予防等の業務に係る専門的な知識、技術に加え、社会情勢の変化に的確に対応でき、広い視野と判断力、柔軟な創意工夫と実行力を有する能力を必要とされます。この能力を身に付けるには人から教えてもらうだけでなく、現場経験が大きなウェートを占めることから、若い職員に対し先輩職員からの技能、技術等を習得するという積極的な意識を持たせると共に、技能、技術の維持継承のため、職場研修の充実を図ります。また、平成20年度の人事異動で再任用職員のコンビナート専門官、OB嘱託の警防本部要員を配置し技能、技術の維持継承の充実を図りました。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 4月 1日 業務に支障がない範囲において、大型免許をはじめとする消防業務における資格の優先度を検討し、より多くの職員に必要な資格を取得させるための予算措置を行うとともに研修、派遣を計画的に実施します。</p>

<p>(1)8分消防・5分救急体制について 現在、中消防署中央分署の建設が進んでおり、市中央部の消防・救急活動の充実が期待されるところであり、全市をカバーする8分消防・5分救急体制の構築に向け大きく前進するものである。中央分署の機能をいかに発揮するためにも、周辺道路アクセスの整備について、関係部局と十分協議するとともに、依然として、8分消防・5分救急のエリア外となっている北部・西部地域についても、市民の安全・安心を確保するため、体制の充実に図られたい。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 「8分消防・5分救急」体制の早期実現に向けて、中央分署周辺のアクセス道路を含め、管内で整備することにより、体制づくりにより有効な道路の拡張整備を都市整備部と協議していきます。 「8分消防・5分救急」体制が確立できていない南西、北西地域に対しては、活動拠点の整備等を継続検討していきます。</p>
<p>(2)消防車両の確保と維持管理について 各種消防車や救急車等の車両については、自動車NOX法の改定や消防車両の老朽化に伴い、一定の基準を設けて順次更新をしているが、装備・機能の近代化・省力化など時代の要請に応じた車両を確保するため、適宜基準を見直し、より消防力の高い車両の確保及び適正な維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成20年 4月 1日 消防車両の更新計画につきましては、平成19年度に車両機能の向上から、広報車は耐用年数を12年から15年に延長し、経費の削減を図り、救急車については、出勤件数の急増から、耐用年数のみでなく走行距離150,000kmを加えた更新計画に改正しました。消防車両の装備、機能の近代化、省力化に向けて、中央分署に配備を予定しているタンク車には、消火水損軽減のための新たな装置(キャフス)を取付け、ポンプ車は省力化、密集地(狭路)に対応するための車両の小型化を図りました。今後さらに、先進都市、メーカー等の情報を集積し、より能率的、機能的な消防用車両の配備に努めます。</p>
<p>【消防救急課・防災教育センター】</p>	
<p>共通(1)業務棚卸表の数値目標について 業務棚卸表について、数値化の見直しを進めているが数値目標が設定されていない項目が見受けられた。1年間の活動目標を数値化し、成果を的確に評価できるよう、引き続き、今後の見直しのなかで精査すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成20年 2月 6日 数値目標については、できる限り明確化するため、任務目的ごとの達成手段に対する「活動指標」の見直しを図り、可能な限り指標を数値化することに努めました。また、数値化が困難な達成手段について、見直しを図りました。</p>
<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成20年 4月 1日 退職者OBの技術や豊富な経験を生かし、災害時要援護者への防災診断や応急手当の普及啓発業務等を遂行するため、OB職員を「防災指導員」としてすでに採用しており、また、平成20年度からは災害対応時の「警防本部要員」としてOB職員を採用し、これらの業務を通じて職場内での技術・技能の伝承を図っています。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成20年 4月 1日 救急救命士の養成計画を始め、職員の警防技術の充実・強化を図るための「警防競練会」の企画等を実施しました。また、自己研鑽はもとより警防業務等に必要研修・訓練のため消防大学校、名古屋市消防局及び市職員研修所事業を活用した派遣研修を実施しています。</p>

<p>(1)救急救命士等の養成について 救急出動件数が依然として増加を続けているなかで、高度で迅速な応急処置が求められている。早期に、全救急車両において常時1名以上の救急救命士の配置ができるよう、救急救命士及び救急隊員の資格取得を計画的に進めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 平成19年度末現在、救急救命士の任命を受けている職員は34名であります。平成19年度以前は新規養成者は年間2名であったものを、平成20年度は救急振興財団での新規養成を前期2名後期2名、京都府の救急救命士養成所へ1名の計5名の養成計画をしています。さらに採用時に救急救命士の資格を有している職員1名を任命する予定であります。平成20年度以降も引き続き新規養成者は5名養成し、全救急車両(10車両)に常時1名以上の救急救命士が配置できるよう計画的に進めております。</p>
<p>(2)高齢者及び外国人対策について 日頃から市民に対して防火思想の普及啓発に努力されているが、高齢化が進み、また外国人居住者も増加傾向にあり、特に、外国人については、生活習慣や意識の違い、言葉の壁などにより、消防救急活動に支障を生じることが危惧される。緊急時の対応や連絡網の必要性、消防訓練などについて理解が深まるよう啓発活動に努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 119番通報時の対応及び救急要請時には、英語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語・中国語に対応できるように対応マニュアルを作成しております。また、各外国人グループや業者を対象とした、火災、救急、地震等についての講習会や訓練指導を実施しており、これらの機会を捉えて、防火思想の普及・啓発を図っています。</p>
<p>(3)消防団活動の活性化について 日頃から消防団員の技術・技能向上に努力されているが、退職者で組織するB支援隊からも技術指導等の協力について検討するなど、消防団活動の一層の活性化を図るとともに、引き続き団員の確保に努力すること。また、消防団、B支援隊の責任と権限や指令命令系統などは明確に文書化等しておくことが望ましい。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 消防団OBで組織する「防災支援者制度」は、平成17年3月に発足し、現在175名が登録しています。防災支援者は、大規模災害が発生した場合の、消防団などの支援活動を目的にしており、災害時には原則居住地の消防分団長の要請により活動することになっています。その他、各地区で行われる防災訓練には参加し、持っている知識経験を伝承することとしています。 団の活性化、団員の確保については、消防団活動の一部役割のみを特化した機能別団員の採用や17年度から始まった消防団協力事業所表示制度の充実に更に努めてまいります。 なお、消防団、防災支援者の責任と権限、指揮命令系統については、条例、規則等で定めています。</p>
<p>【予防保安課】</p>	
<p>共通(1)業務棚卸表の数値目標について 業務棚卸表について、数値化の見直しを進めているが数値目標が設定されていない項目が見受けられた。1年間の活動目標を数値化し、成果を的確に評価できるよう、引き続き、今後の見直しのなかで精査すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年2月6日 業務割合が70%を占める許可・同意事務の年間処理件数を実数として記載することにより、成果の評価を的確にできるよう改善しました。 また、防火管理者講習、危険物取扱者試験予備講習の受講者を実数で記載しました。</p>

<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 予防技術については、専門職化が進む中で、本市においては消防庁から示された予防技術資格者の制度に基づき、平成18年4月に「四日市市予防技術者資格者に関する規程」を定めました。この規程により、各予防業務担当部署には1名以上の資格者を配置することと定め、毎年、その資格者を増やすよう全職場の中から、受験させており、今年も6名が受験しました。 また、危険物安全管理強調月間及び火災予防運動に合わせ、予防課員が講師となり、各消防署の職員を対象にして、ポイントを絞った実践的な研修会を年3回・受講者(54名、44名、31名)に実施しました。予防課員については、危険物事故防止対策等セミナー、違反是正研修会及び消防学校等へ派遣を行なう等により、予防技術の向上を図りました。 危険物審査事務及び消防同意事務については、事務処理要綱、審査基準等がマニュアル化されており、審査技術の標準化及び継承がなされています。 平成20年度から再任用職員のコンビナート専門官を配置し技能、技術の維持継承の充実を図りました。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 予防事務の執行にあたっては、法的には必要な資格はありませんが、新採職員については消防学校で危険物取扱者の資格を取得させています。予防課員については、毎年、定期的に危険物保安技術講習会、違反是正研修会等へ職員を派遣させ職員個々の予防技術の向上を図っています。また、全職員を対象に三重県消防学校の専門教育である予防課程や危険物課程にも職員を派遣しました。</p>
<p>(1)コンビナート企業の事故防止について コンビナート企業については、施設の老朽化等が進む中、火災・事故の未然防止を図る観点から、平成19年1月に、企業と行政が一体となってコンビナート消防連絡会を立ち上げ、定期的に過去の事故や他市の事故の技術的な検証やヒューマンエラー面からの検証などを行っている。そのほかに消防本部の主催で研修会を開催するなど活動している。こうした活動を市民へ周知し理解を促すとともに、立入検査とあわせ連絡会のより一層の充実を図り、コンビナート企業の事故防止に万全を期すこと。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年5月2日 消防連絡会を定期的開催することにより、事件事例等の情報提供するとともに、同種災害の発生防止を図っていきます。また、コンビナート事業所についても、危険物安全管理強調月間において立入検査を実施し、自主保安体制の確立や施設の維持管理の徹底を図っていきます。6月の危険物安全管理強調月間では、危険物施設等の保安管理及び維持管理が優良な事業所に対して、優良危険物事業所の表彰をしています。その表彰式に引き続き危険物関係事業所研修会を実施することなどを含め新聞報道することにより、市民に対して消防本部の活動の広報に努めています。</p>

<p>(2)放火火災防止の取り組みについて 火災発生件数は年々減少しているものの、放火又は放火の疑いが原因の火災が多くなっている。放火火災を未然に防止するには、放火されない環境づくり、放火させない環境づくりが重要であるので、周辺自治会、関係機関等と連携して放火防止の取り組みに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年 5月 2日 放火防止対策委員会を部内で開催し、市内全域を対象とした「放火火災防止対策推進計画」を作成しました。この計画に基づき、一昨年から放火火災が多く発生している共同地区をモデル地区と定め、共同地区放火火災防止対策推進計画の作成、自治会・警察等との連携会議の開催、炎感知器の設置など新たな対策に取り組み放火火災の防止に努めました。</p>
<p>【情報指令課】</p>	
<p>共通(1)業務棚卸表の数値目標について 業務棚卸表について、数値化の見直しを進めているが数値目標が設定されていない項目が見受けられた。1年間の活動目標を数値化し、成果を的確に評価できるよう、引き続き、今後の見直しのなかで精査すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年 2月 6日 業務棚卸表に数値目標を設定しました。</p>
<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成20年 4月 1日 指令業務は、緊急通報の受信要領、出動指令の要領、出動車両に対する災害概要を無線で簡潔明瞭に伝達する要領、通報者に対する初期消火及び応急手当などの口頭指導の要領は、接遇・消防戦術・救命知識及び指令システムなどに熟知した職員がその業務に当たっています。情報指令課では、着任者研修を異動内示直後から実施して、異動後齟齬をきたさないよう対処しています。また、3係制においては異動者を適正に配置し、係内ではベテラン職員と異動者をペアにして勤務のシフトを図り、的確に指令業務の伝承・継承ができる体制を実践しています。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年 4月 1日 技能取得向上を図るため、情報指令センター研修計画を作成し積極的に各種研修及び講習に派遣しています。</p>
<p>(1)通信指令業務について 平成19年4月から四日市市と桑名市との通信指令業務の共同運用が開始し、消防・救急に関する機能が充実し、システムも高度化してきているなかで、的確な情報の収集と迅速な発信が求められている。特に、的確な情報の収集には通報者の協力が不可欠であるので、消防活動や救急活動に対して市民の協力が得られるよう啓発に努めるとともに、オペレーターの聴取・操作技術の一層の向上に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年 4月 1日 消防本部ホームページに119番通報要領を記載し、通報者への協力理解を求めている。消防指令センター職員に対し、機器取扱研修を随時実施し、常に迅速確実な指令機器の取扱能力の向上を図っている。また、通信要領研修を実施し、災害出動時における的確確実な指令及び支援情報の伝達及び情報収集能力の向上を図っている。さらに、「消防指令センター緊急通報受信心構え」13箇条を常に心がけ、119番通報等の緊急通報に対処しています。</p>

【中消防署・西分署・港分署】

<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 4月 1日 本市では「警防活動時における安全管理マニュアル」更に詳細な訓練概要等について記載した「火災防御訓練メニュー」等が既に作成されており、署員は年度毎に計画された訓練種目のほか、業務の合間を利用して訓練を実施しており、また、実災害出動後は反省会を開催して知識・技術の向上を図っております。今後も署員の能力・質のレベルアップを図るため、訓練・研修等を継続して実施するよう努めます。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 4月 1日 救急救命士、大型運転免許、船舶免許、潜水士、クレーン等のこれらの資格取得は年次計画的に取得をさせていますが、そのほか「四日市市職員資格取得奨励金交付要綱」による制度を活用した資格取得も継続します。</p>
<p>(1)救急車の適正利用について 高齢化社会が進むなかで、救急車の出動要請はますます増加することが予想されている。一方で、不適切な救急車利用の実態もあるので、市民への適正利用の啓発と公平性の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 5月 2日 少子高齢化に伴い救急需要は毎年増加の傾向にあり、また、利便性も伴って安易に救急車を利用されるケースが多くなってきております。不適正な利用につきましては、ポスターの作製、広報よっかいち、FMよっかいち等による広報活動、また、救急講習時等において、適正利用の啓発に継続して努めます。</p>
<p>(2)各署のレベル向上への取り組みについて 「8分消防、5分救急」の実現のためには、署の役割は極めて重要である。このため、各署の業務レベルの高位平準化に努めるとともに、地理的条件等を踏まえたそれぞれの署の特徴を生かした活動にも注力されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 5月 2日 直近車両を優先させ「8分消防、5分救急」を目指して構築された新指令システムの成果も現れ、出動件数が増加し、実践による学習の機会が多くなっております。また、特別救助隊、水難救助隊を配置しておりますので、より高度な救助技術や潜水技術といった特殊な災害に備えた技術の習得に訓練を積み重ねておりますが、今後も、あらゆる災害に対処できるよう継続して取り組みます。</p>

【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】

<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 特に専門性の高い業務は、警防技術、救急技術及び法令運用・処分などがある。外部研修に派遣して新しい技術の習得を図るとともに署内における訓練及び研修会を行い情報の共有・伝達を図っています。また、既存のマニュアルを活用して、職員の技術知識の維持向上に取り組んでいます。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 消防業務を遂行する上において、必要な資格は、救急救命士をはじめ大型自動車、潜水士、無線技士など多岐にわたります。これら資格の取得については、消防本部の方針に基づき計画的な取得を図っています。消防署にあっては「四日市市職員資格取得奨励金交付要綱」による奨励金を活用するよう職員の自己啓発意欲を高めています。</p>
<p>(1)救急車の適正利用について 高齢化社会が進むなかで、救急車の出動要請はますます増加することが予想されている。一方で、不適切な救急車利用の実態もあるので、市民への適正利用の啓発と公平性の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年5月2日 近年、明らかに緊急性が低いと思われる救急要請も少なくなく、タクシーなど交通機関代わりに利用するケースや夜間・休日等に診てもらえる病院が判らないから呼ぶなど不適正なケースも見受けられます。不適正な利用は、緊急性があり本当に救急車を必要としている人に対して、適切な救命処置が遅れ、救える命が救えなくなる心配があることから、消防本部と協力して救急車の正しい利用についてあらゆる機会を通じて啓発を行う等市民の皆様のご理解を得ながら公平性の確保に努めていきます。</p>
<p>(2)各署のレベル向上への取り組みについて 「8分消防、5分救急」の実現のためには、署の役割は極めて重要である。このため、各署の業務レベルの高位平準化に努めるとともに、地理的条件等を踏まえたそれぞれの署の特徴を生かした活動にも注力されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年5月2日 「8分消防5分救急」の実現のためには、署員の警防技術及び救急技術の向上がなにより重要であり、訓練や研修を通じて署員全体のレベルアップを図ってまいります。また、当署管内は東南海地震の津波対策地域を有するとともに木造住宅密集市街地を擁する地域で、地震時の倒壊危険や火災危険が大きい地域であることから、平素より地域の自主防災組織と密接に連携し共同して訓練を実施するなど発災時の被害軽減に努めます。</p>

【南消防署・西南救急分駐所】

<p>共通(2)技術技能の継承について 熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 月間業務計画を作成し、小隊活動指針等(マニュアル)に基づき、ほぼ毎日訓練及び業務に関連する研修を実施するなど、技術・知識等の伝承と活動能力の向上を図っています。</p>
<p>併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成20年4月1日 資格取得に関しては、予算内での派遣人数に限りはあるものの、必要な資格を少しでも多くの職員が取得できるよう計画を立てて派遣を行っています。</p>
<p>(1)救急車の適正利用について 高齢化社会が進むなかで、救急車の出動要請はますます増加することが予想されている。一方で、不適切な救急車利用の実態もあるので、市民への適正利用の啓発と公平性の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年5月2日 職員がデザインしたポスターを作成し、消防署を初め、各医療機関、駅構内等に掲示依頼をし、また市民センターだより、広報よっかいちなどにより適正利用の呼掛けを行っています。</p>
<p>(2)各署のレベル向上への取り組みについて 「8分消防、5分救急」の実現のためには、署の役割は極めて重要である。このため、各署の業務レベルの高位平準化に努めるとともに、地理的条件等を踏まえたそれぞれの署の特徴を生かした活動にも注力されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成20年5月2日 通常火災及びコンビナート災害対応能力向上のための訓練等を始め、警防規程に規定のある特定任務としてBC災害対応の任務が付与されており、特殊災害に対応する知識と能力・技術の向上のため、有事に備えて反復訓練を実施しています。</p>